

高山市 公園施設長寿命化計画

2026年3月
高山市

1. 都市公園等整備状況

(2025 年 10 月末時点)

種別	管理対象公園の数	管理対象公園の面積	一人当たり公園面積
都市公園	36	62.77 ha	9.50 m ²
地区公園	34	56.56 ha	— m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2026 年度～ 2035 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

種別	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
都市公園	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1(3)	0	5(7)
地区公園	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

②選定理由

計画対象として都市公園においては、公園の規模が大きく利用率の高い(アンケート調査結果)公園を中心に、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園または緑地)」に該当する公園と、「高山市が管理している公園・緑地」を選定した。
地区公園については、各地域の代表的なシンボルとなりうる公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
5	2	22	43	0	0	49
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
4	0	0	125			

②これまでの維持管理状況

現在、供用を開始してから30年以上を経過する公園が多いため、高山市による日常的なパトロールや利用者の連絡等により対応する事後保全型の管理を実施している。

老朽化した施設は、安全に使用できる状態までの修繕を実施し、撤去等改修が困難である場合は使用禁止措置をしている。

また、緑化施設は、年数の経過により大きくなりすぎた樹木等や落ち葉など、地域で維持管理することができなくなったものは高山市で対応している。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

高山市が管理している公園は、供用開始から30年以上経過した公園が約5割を占め、10年後には約8割に達する見込みである。これまで、点検結果や利用者等からの連絡により、対応すべき施設の優先順位を設定し、事後保全を中心とした管理をしている。

しかし、多くの施設が耐用年数を超過する時期を迎えるにあたり、修繕・更新の維持管理が発生すると考えられる。選定にあたり、市内のすべての公園を一度に対応することは難しい状況となってきたため、優先度が高いと見込まれる公園の施設を中心に対象施設を選定し、計画的に更新していくこととした。

また、公園施設長寿命化計画により、より適切な管理がなされ、健全な状況の施設が長期にわたり維持されることで財政面への負担軽減や、公園機能面の保持・向上につながる整備を目指す。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2025年5月から2025年8月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く82施設について実施した。

2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (82)	7	57	15	3	D判定は使用禁止とした。
c. 土木構造物 (0)	0	0	0	0	
d. 建築物 (0)	0	0	0	0	
b. 遊具等 (43)	0	17	25	1	D判定は使用禁止とした。

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項とは、公園施設の「利用者数」及び「利用状況」等である。

また、「高山市 公園整備方針（案）」の方向性を反映した順位決定とした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (82)	5	13	64
c. 土木構造物 (0)	0	0	0
d. 建築物 (0)	0	0	0
b. 遊具等 (43)	10	16	17

備考) 個別施設の健全度調査結果や、各都市公園の周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアへの位置づけ等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、高山市都市計画課の管理のもと、直営及び指定管理者により実施しており、公園施設の機能の保全と安全を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握し、その公園施設保全への対応をしている。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、修繕あるいは更新を判定する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 損傷が確認された施設は健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 損傷が確認された施設は健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

新技術の活用を踏まえた維持管理に関する基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設(参考：公園施設長寿命化計画策定指針R7.3 p42～51)
 - ・健全度がB判定時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
 - ・事後・予防の管理類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
 - ・定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）は、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
 - ・使用見込み期間は、以下のとおりとする。
処分制限期間が20年未満の施設は処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は処分制限期間の1.2倍を基本とする。
 - b. 遊具等、e. その他設備等
 - ・日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
 - ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
 - ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
 - d. 建築物等
 - ・定期報告対象建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。
2. 事後保全型に類型した施設(参考：公園施設長寿命化計画策定指針R7.3 p42～48)
 - ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全を維持する。
 - ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の撤去・更新を行う。
 - ・使用見込み期間は、以下のとおりとする。
処分制限期間が20年未満の施設は処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は処分制限期間の1倍を基本とする。
3. 植栽の扱い(参考：公園施設長寿命化計画策定指針R7.3 p64)
 - ・公園の供用開始時期より成長し続けている高齢木等の樹木に対し、日常点検により状況を把握し、公園環境に最適な状況に伐採や枝葉の調整、植替えなどを実施し良好な緑地環境を維持する。

備考) 点検調査により把握した健全度や、各都市公園の周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアへの位置づけ等を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・撤去・更新、その他必要な対策（複数の公園を対象とした再編・集約化の検討等）について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	686,172 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	339,670 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	346,502 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	68,617 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト削減額は
1,813千円である。

備考）ライフサイクルコストの削減額、撤去、再編・集約化による費用削減の効果、新技術の活用による費用削減の効果などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2030 年度〕
(2026)

②見直し時期、見直しの考え方など

・2026年度は、都市公園3箇所、地区公園3箇所の健全度調査を行った上で、本計画との整合を図る。（計画の最終年度は2035年とする。）
・5年後の健全度調査結果が、本計画と著しく乖離が生じた場合に実施する。
・公園の利用状況、施設の劣化・破損状況等を踏まえ、見直し時期を検討していく。